

高齢者虐待防止に関する指針

1. 訪問看護における虐待防止に関する基本的な考え方

当事業所では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと高齢者虐待の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊厳を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。また、正当な理由もなく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄、放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 権利擁護・高齢者虐待防止委員会に関する事項

(1) 当事業所では高齢者虐待発生防止に努める観点から「権利擁護・高齢者虐待防止委員会」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は当事業所所長とし看護職員等を「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とします。

(2) 身体拘束適正化については一体的に開催する。

(3) 委員会は3か月に1回程度の開催とする。

(4) 委員会の議題は委員長が決め、具体的には次の内容について協議する。

① 利用者の身体拘束に向けての現状把握及び改善についての検討

② 身体拘束をした場合の解除に向けての検討

③ 身体拘束廃止に関する職員への指導

④ 提供するサービスの点検及び虐待に繋がりがねない不適切なケアの改善によるスタッフの質向上のための取り組みに関する事

⑤ 職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意義と認知症ケアに対する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みに関する事

⑥ 虐待防止のための指針、マニュアルの整備に関する事

- ⑦ 職員が虐待等を把握した場合にその発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑧ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑨ 再発防止策を講じた際にその効果についての評価に関すること

4. 権利擁護・高齢者虐待防止のための職員研修に関する方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修内容は、基本的内容等の適切な知識を普及・啓発する目的であるとともに、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- (2) 実施は年2回以上とする。また、新規採用時には実施する。
- (3) 研修実施の内容としては研修資料、実施概要、出席者を記録し、記録等により保存する。

5. 虐待またはその疑いが発生した場合の対処法に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合には（高齢者虐待防止マニュアルに沿って）速やかに各市町村に報告するとともにその要因除去に努める。客観的事実の確認の結果、虐待者が当職員等であったことが判明した場合には、役職問わず厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6. 虐待が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- (1) 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときには、本指針に沿って対応しなければならない。
- (2) 居宅系サービスにおいて虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し、速やかに解決に繋げる。
- (3) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した職員は管理者に報告し、委員会を開催後、速やかに市町村に通報しなければならない。
- (4) 報告、解決の手順は高齢者虐待防止マニュアルに沿って行う。

7. 青年後見人制度の利用

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、寄せられた内容について管理者に報告する。
- (2) 相談者の個人情報の取扱いに留意し当該当事者に不利益が生じないように注意する